

議案第46号

三田市農業共済条例を廃止する条例の制定について

三田市農業共済条例を廃止する条例を次のとおり定める。

令和元年11月28日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市農業共済条例を廃止する条例

三田市農業共済条例（平成30年三田市条例第42号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（三田市特別会計条例の一部改正）

2 三田市特別会計条例（昭和39年三田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

（三田市農業共済事業特別会計に係る経過措置）

3 前項による改正前の三田市特別会計条例第2号の規定は、三田市農業共済事業特別会計に係る令和元年度以前の収入及び支出並びに決算については、なおその効力を有する。

（農業共済事業及び事務の承継）

4 三田市の農業共済事業及び事務は、令和2年4月1日から兵庫県農業共済組合がこれを承継する。